

物価高対応子育て応援手当について

1 支給額 対象児童1人当たり20,000円

2 対象児童

平成19年4月2日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

3 申請による支給対象者

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童は令和7年10月分）の児童手当の支給を受ける方で令和7年9月30日時点で掛川市に住所を有する方
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の支給を受ける方
- (3) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方（応援手当を元配偶者等から受け取っている場合、または応援手当が既にこどものために使われている場合は受給できません）
- (4) 児童養護施設等へ入所中の児童については児童養護施設等

4 申請方法と提出書類

(1) 公務員で職場から児童手当が支給されている方

記載要領を参考に、申請書に必要事項を記入して、窓口に直接または郵送で提出してください。

（提出書類）

- ・ 物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）・・・職場の児童手当受給状況証明が必要です
※職場から申請書が配布された方はそちらを使用してください
- ・ 申請者の振込先金融機関口座確認書類（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し）
- ・ 申請者の本人確認書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し

(2) (1)以外の方

記載要領を参考に、申請書に必要事項を記入して、窓口に直接提出してください。

（必要書類）

- ・ 物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）
- ・ 申請者の振込先金融機関口座確認書類（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し）
- ・ 申請者の本人確認書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し
- ・ 申請者のマイナンバーがわかるもの
- ・ 配偶者のマイナンバーがわかるもの（離婚等による申請の方は不要）
- ・ 養育している児童のマイナンバーがわかるもの（申請者と児童が別居している場合のみ）

裏面に続きます

5 注意事項

物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた場合は、支給した物価高対応子育て応援手当を返還していただきます。

6 受付期間等

- ・ 受付期間 令和8年3月31日（火）まで（郵送の場合は必着）
（審査に時間を要しますので、令和8年2月27日（金）までにお願ひします。）
- ・ 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 受付場所 掛川市役所本庁1階こども政策課、大東ふくしあ、大須賀ふくしあ
- ・ 振込日 振込日が決定しましたら、支給決定通知書をお送りします。

7 送付先 ※郵送により提出される方は、同封の返信用封筒を使用してください（切手不要）

〒436-8790

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所こども政策課 行

8 その他

物価高対応子育て応援手当の情報については、下記二次元コードから確認することができます。



9 お問い合わせ先

掛川市役所こども政策課

物価高対応子育て応援手当担当

電話 0537-21-1144